

○総務省令第五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の七第三項並びに第十五条の九の二第二項及び第六項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月十八日

総務大臣 金子 恭之

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 (政令附則第十二条の割合の補正等) 第七条 [略]</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写しとする。</p> <p>〔4～9 略〕</p> <p>10 法附則第十五条の九の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>11 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し</p> <p>〔三～五 略〕</p> <p>〔12～15 略〕</p>	<p>附則 (政令附則第十二条の割合の補正等) 第七条 [同上]</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写しとする。</p> <p>〔4～9 同上〕</p> <p>10 [同上]</p> <p>一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>11 [同上]</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写し</p> <p>〔三～五 同上〕</p> <p>〔12～15 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年二月二十日から施行する。